

令和 7 年度
「シン・ものづくり企業」のためのデジタル変革応援事業
募集要領

【お問合せ】

公益財団法人ふくい産業支援センター ベンチャー・DX推進部
〒910-0296 坂井市丸岡町熊堂第3号7番地1-16
TEL 0776-67-7416 E-mail dx-g@fisc.jp

令和 7 年 5 月
(公財) ふくい産業支援センター

1 本事業の目的

デジタル技術を活用した企業変革を目指す企業に対してD X戦略の策定を支援し、経営改革を伴うデジタル投資を推進することで、県内ものづくり企業におけるD Xを推進する。

2 事業内容等

(1) 実施内容

専門家が企業を訪問し、業務・製造プロセスのデジタル化や経営改革を伴うデジタル投資に向けたコンサルティングを行います。

コンサルティングを通じ、企業が経営改革を通じて目指す(あるべき)姿の実現に向けたI Tシステムや組織体制の整備等の方策を取りまとめた「D X戦略」の策定を支援することで、計画的かつ効果的に経営改革を伴うデジタル投資を実行できる体制整備を支援します。

(2) 対象者

県内中小企業者等(注1)であって、以下に掲げる要件をいずれも満たす者

①シン・ものづくり企業(注2)

②本事業を通じて策定されたD X戦略に基づき、ものづくり補助金等の国または県が募集する補助金事業を活用して経営改革を伴うデジタル投資に取り組む意欲がある企業

(注1)「県内中小企業者等」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に該当する中小企業者および中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項各号に該当する中小企業団体であって、福井県内に本店所在地の法人登記が行われており(個人の場合は県内に住所を有していること)、県内に生産またはサービスの主要な拠点を有する者とする。

(注2)「シン・ものづくり企業」とは、従来のもものづくり企業(製品や商品を開発し、製造・生産・加工・組み立て等の工程を通じて実際のプロダクトを作り出す企業)に加え、デジタル技術を活用し、独自の方法や技術を通じて新しい価値を持ったプロダクトの創造や、新たなビジネスモデルの構築を目指す企業を含むものとする。

(3) 募集企業数

5社程度

(4) 実施期間

原則として、支援企業の決定後から令和8年2月28日までとします。

(5) 費用

専門家による支援にかかる費用は無料です。

3 募集期間

令和7年5月21日～令和7年7月11日

4 応募方法

所定の申請書類をホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、添付資料を添えて以下の提出先に持参、郵送（書留または簡易書留）または電子メールにて送信してください。

提出書類に不備がある場合は受理できませんので、余裕を持って提出してください。

郵送の場合、令和7年7月11日必着となります。

【提出先】

（公財）ふくい産業支援センター ベンチャー・DX推進部

〒910-0296 坂井市丸岡町熊堂第3号7番地1-16

E-mail: dx-g@fisc.jp

5 応募時の提出書類

- （1）支援申請書（様式第1号）
- （2）申請者の詳細（別紙1）
- （3）現況および実施計画書（別紙2）
- （4）〔法人の場合〕直近三期分の決算書資料の写し
〔個人の場合〕直近三期分の確定申告書の写し
- （5）会社および主な事業の概要がわかるもの（パンフレット等）

※提出書類（パンフレット含む）は、すべて日本産業規格A列4番（A4サイズ）の片面印刷にて提出してください。

※提出書類はホッチキス等で留めず、一式をダブルクリップで留めて提出してください。

6 選考委員会

（公財）ふくい産業支援センターが設置する選考委員会において、支援を実施する企業を選考します。

<実施方法>

提出された申請書類に基づき、対面にて審査を行います。選考委員会では、申請者から申請内容について説明を求める予定です。

<日時>

令和7年7月29日（火） 13時30分～17時00分のうち20分程度

※原則経営層の出席をお願いいたします。

＜支援企業の決定＞

下記の選考基準を満たす企業の中から、業種、企業規模等を総合的に勘案し、本事業の支援企業を決定します。

選考の結果は、（公財）ふくい産業支援センターより書面にてお知らせします。

選考基準	内容
自社の現状	・ 自社の現況や課題を把握できているか ・ 課題の原因分析は十分に行われているか
自社の目指す姿	・ 経営改革を通じて目指す方向性や目標があるか
D Xによる競争力強化	・ D Xによる経営改革を通じて、競争上の優位を生み出せる見込みがあるか
経営者の意欲	・ 経営者が自社のD X戦略策定の必要性を理解し、その策定に向けて自らが積極的に関与し、デジタル投資を進める意欲があるか
デジタル活用に向けた社内の状況	・ すでに特定業務におけるデジタル化に着手している等、デジタル技術の積極的な活用に向けた取組みを行っているか
デジタル活用に向けた社内体制	・ デジタル活用を推進するための社内体制が整備されているか
財務状況	・ 財務状況が良好であり、デジタル投資を実行できる資力があるか
県内企業への波及効果	・ 県内企業のD X推進に向けた波及効果が期待できる取組みであるか

1

申請

必要書類を揃え、所定の方法により申請してください。

2

選考

選考委員会において、支援企業の選考を行います。
選考委員会では、申請者が出席し、申請内容について説明を求める予定です。

3

支援の決定

選考の結果、選考基準を満たしていると認められた場合は、本事業による支援を決定します。
事務局において、支援を担当する専門家を選考の上、御連絡します。

4

支援の実施

専門家が企業を訪問し、DX 戦略の策定支援に向けたコンサルティングを行います。
訪問回数は、支援期間中 10 回までを予定しています。

5

デジタル投資の実行

支援を通じて策定された DX 戦略に基づき、国または県が募集する補助金事業を活用しながら、自社の経営改革に向けたデジタル投資を実行します。

8 留意事項

専門家による支援を受ける企業は、以下の事項について御留意ください。

- (1) 支援が終了した後、国または県が募集する補助金事業に応募した場合およびその採否の結果が判明した場合は、速やかにその内容を（公財）ふくい産業支援センターに報告する必要があります。
- (2) 支援終了後は、県や（公財）ふくい産業支援センターが主催するセミナー等において取組みの成果等を発表いただきます。
- (3) 県または（公財）ふくい産業支援センターより、取組みの成果等を公表する場合があります。

9 その他

本事業を通じて策定されたD X戦略に基づき、国が募集する中小企業省力化投資補助金等に申請し、採択された事業には、独自の上乗せ補助を行います。